

## 「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第15次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

| 番号  | 事項名            | 規制の根拠法令等   | 実施時期               | 検討の概要   | 検討の結果 | 現在の検討状況   | 所管省庁 |
|-----|----------------|--|--------------------|---|-------|---|------|
| 503 | 高度人材に係る在留期間の伸長 | 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2<br>出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別表第2 | 平成21年通常国会までに関係法案提出 | <p>【第8次提案に対する対応方針（平成18年2月15日）】<br/>専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進3カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討し、平成18年度中に結論を得る。</p> <p>【第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）】<br/>「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。<br/>また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。<br/>【平成18年2月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p> | 全国で実施 | 一度に付与し得る在留期間の上限を3年から5年に引き上げることを内容とする入管法等の改正法が成立し、平成21年7月15日、法律第79号として公布された。 | 法務省  |